# 裁判員経験者意見交換会議事録

日時：平成２４年１２月１１日（火）午後６時３０分から午後８時３５分まで
場所：奈良地方裁判所大会議室（４階）

## １　司会者挨拶

**司会者**：皆様，本日はこの暮れのお忙しい中，また寒い中を，裁判員経験者の意見交換会に御出席いただき，誠にありがとうございます。奈良地方裁判所長の上田でございます。本日は，この意見交換会の司会進行をさせていただきますので，どうかよろしくお願いいたします。ところで，平成２１年５月に裁判員制度が施行され既に３年半を経過いたしました。これまでに奈良地方裁判所では，判決の数で３３件，判決を受けた被告人の数では３７人の裁判員裁判が行われております。そして，これらの裁判員裁判には，裁判員と補充裁判員の方を合わせますと，今までに２７５人の方に参加していただいております。このように多くの方々に御協力をいただきまして，私どもとしては，当庁の裁判員裁判は概ね順調に実施されてきたと考えております。ただ，我々の気づかないところで，至らないところ，あるいは改善すべき点があるのではないかとも考えております。そのような意味で，今日は，実際に裁判員裁判を経験された皆様方に御出席いただき，意見交換をして御意見をお聴きすることができることは，非常に有意義なことだと思っております。裁判員裁判から少し期間も経っておりますけれども，できるだけ思い出していただき，そしてリラックスしていただいて，忌憚のない御意見，御感想をお聴かせ願えればと思っております。皆様には，この意見交換会で，裁判員裁判をやられていたときと同様に活発な御意見をいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

## ２　出席者紹介

**司会者**：本日の意見交換会には，裁判員経験者の方８名に出席していただいてお

ります。それから，この意見交換会には，裁判所，検察庁，弁護士会から，それぞれお一人ずつメンバーとして出席していただいておりますので，御紹介いたします。まず裁判所の出席者は，刑事部の裁判長である橋本一裁判官です。

**橋本裁判官：**橋本でございます。どうもお久しぶりでございます。どうぞ，今日はよろしくお願いいたします。

**司会者：**検察庁の出席者は，飯塚晴久検察官です。

**飯塚検察官：**奈良地方検察庁の飯塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**司会者：**弁護士会の出席者は，小椋和彦弁護士です。

**小椋弁護士：**奈良弁護士会の小椋と申します。よろしくお願いいたします。

**3　裁判員裁判についての全般的な感想，意見**

**司会者：**それでは，早速話題事項に入らせていただきます。皆様方それぞれ裁判員を経験されてから少し時間も経っており忘れられている部分もあるかと思いますけれども，まず最初に，１番の方から順に，現時点での裁判員を経験されての御感想や御意見等を簡単にお話しくださいますでしょうか。

**裁判員経験者１：**まったく生まれて初めてで，私が裁判員になるとは，まさかという中で，現実的に断る理由もなく，また私としてはこのような機会があればできれば経験してみたいというような考えもありましたものですから，是非取り組んでみたいと思い，裁判員をやらせていただきました。その結果，初めてのいろいろな経験がありました。テレビやニュースでいろいろな裁判に関心を持って見ていましたけれども，実際に一つの裁判がこんなに複雑で，こんなふうにみんなの考え方が集まって一つの判決が出されるのだということが，つくづくわかりました。今までは，簡単に判決などは決まっていて，罪が犯されれば点数のような形で決まっていくような感じがあったのですが，自分がやってみて，二転，三転，四転，五転というような形で，皆さんのいろいろな意見を聴きながら自分の意見もまとめられたというふうに感じました。

**裁判員経験者２**：私も，やはり最初に名簿に載った時点で，まさか選ばれるわけがないだろうと思っていました。また裁判の初日が私の誕生日だったので，何か運命的なものを感じていました。やはり，やるのであれば，きちんと公平な裁判をしないといけないなと思いながらやらせていただきました。私の担当した事件は８日間で思った以上に長かったのですが，やはり終わってみるともっと時間が欲しかったかなということを，今でも思うところではあります。でも，すごく貴重な経験をさせていただいて非常に感謝しております。ありがとうございました。

**裁判員経験者３**：１年前に名簿に載ったときは，私は，まさか選ばれはしないだろうと思っていました。候補者に選ばれて裁判所に着いたときも，５０人か，もっといたかもしれませんが，みんな賢い人ばかりだろうし，まさか選ばれないだろうと思っていたら選ばれたのです。私の場合は，２１日間という長い裁判でしたので，最初はやれるかどうか不安でした。しかし，終わったときは充実感，達成感，やり遂げたという感じはありました。

**裁判員経験者４**：私は常々１回は裁判に立ち会ってみたいと思っていたのですが，とんとん拍子というのでしょうか，裁判員になって，いろいろ貴重な経験をさせてもらって非常にありがたく思っております。また，それ以降，新聞でいろいろな事件報道がありますが，動機などの新聞記事に出ていない裏側，どういうところがあってこういう事件が起こったのかということを，いろいろ考えるようになりました。この事件であれば，どういう生い立ちだろうか，職業はどうか，家族はどうかというようなことをいろいろ考えるようになって，新聞を見るのにも時間がかかるようになりました。そのように，私としても，いろいろと考えさせられることが多く出てくるようになったと思います。

**裁判員経験者５**：私は初めての経験でやっていけるかなと思っていました。裁判所では，何か堅い裁判長と裁判官に囲まれてやるのかなと思っていましたが，割と温かい感じで見守っていただけたので，雰囲気の良い中でできたと思って

います。私の場合は，５日間でしたが，済んでしまうとすごく遠い前の出来事だったような感じがします。それから，新聞で裁判長の名前を見ることもありますし，新聞記者の方の判決の記事を見ると，あれだけ長い裁判をこれだけ簡潔明瞭に書いてあることにすごいなと思います。とてもいい経験をさせてもらいました。ありがとうございました。

**裁判員経験者６**：貴重な経験をさせていただき，本当にありがとうございました。刑事事件で一番最初のときに，非常に感覚的な意味で，被告人に対して，こいつはいかん奴だな，憎い奴だなという感じがあったのですけれども，いろいろな話をお聴きする中で，だんだん自分が被告人に同情していくような感じを覚えてしまいました。これは，裁判員としてはいけないだろうとは思うのですが，何となく背景とかいろいろなことを聴いていくと，その事件もある面やむを得ないと言うと怒られるかもしれませんけれども，そういう背景の中でこういったことが起きたのだなということをしみじみ感じました。いろいろな事件をテレビや新聞で見ても，一過性で瞬間的に判断をするということは良くないんだなということを，経験を通じて思いました。

**裁判員経験者７**：今まで裁判というのはテレビでしか見たことがありませんでしたし，最初は法廷に出て，すごく緊張したのですが，裁判官の方たちが専門的なこととかもわかりやすく説明してくださったので，とても意見が言いやすくなりました。私の場合は４日間あったのですけれども，最初の日に裁判員に選ばれたらすぐに裁判が始まって，次の日からは１日中審理や評議をしてすごくハードだったのですが，裁判官の方たちが意見を出しやすい雰囲気を作ってくださって，和気あいあいと話し合いができて，とても意見も言いやすく，よかったと思っています。

**裁判員経験者８**：裁判員裁判に出席するまでは，テレビや新聞などの裁判の結果を見てすごく簡単に見えたり，また勝手な想像をしたりしていたのですが，実際に自分が裁判に参加すると，事件をもっと身近に思うこととか，考えさせら

れることがたくさんあって，すごくいい経験になったと思います。私もちょっと長期にわたる裁判だったので，そういう面では体調を崩さないようにしようとか，そういうところの方がちょっと緊張しました。

**司会者**：どうもありがとうございました。今，皆様からお聴きして，結果としては非常に良い経験だったということで少しほっとしておりますが，中身としてはかなりハードだったでしょうか。特に，長期にわたる裁判であった方は，その期間かなりハードではなかったでしょうか。

**裁判員経験者３**：ちょっとハードでした。会社も休まないと駄目でしたし。

**司会者**：それでも最後は充実感，達成感があってよかったということですか。

**裁判員経験者３**：はい。

**４　裁判員裁判における各手続段階についての感想及び意見**

**（１）審理について**

**（ア）冒頭陳述について**

**司会者**：それでは，これからは個々の手続段階に沿ってそれぞれ感想をお聴きしていきます。裁判は起訴状朗読から始まって，被告人及び弁護人の公訴事実に対する認否が終わると，検察官，弁護人から冒頭陳述があります。この冒頭陳述はそれぞれわかりやすかったでしょうか。まず，検察官の冒頭陳述についてわかりやすかった，わかりにくかった，あるいはこのようにした方がいいのではないか，また長すぎた，短すぎたなど，何か御感想等がありますでしょうか。１番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者１**：検察官の冒頭陳述で少し気になったのが，専門用語もありましたけれども，客観的な言葉で淡々とこういう罪を犯したということを言われて，本人の話なども含めて話しておられたのですが，その本人から聴いた話というのが，警察署の中で本人を取り調べて出てきた言葉というような感じがすごくあったことです。一般的な人は，警察に行くのは免許の書き換えくらいであまりないので，そういうところでいろいろな取調べを受けた場合にこのような形

で話すのか，それが検察側の冒頭陳述の場で言葉になると，被告人であることは確かかもしれないですが，まだ罪を犯したかどうかということは明確になっていない状況なのに，私ども一般の人間にはちょっと厳しい検察側の言葉に聞こえました。

**司会者：**厳しいというのは，具体的には取調べに問題があるのではないかということですか。

**裁判員経験者１：**問題というよりも，私たちは一般的な人間ですが，裁判の一番始まりの言葉で，検察側があなたはこういうことをして罪を犯したという厳しい言葉から始まるのだなと思いました。それが警察の中で行われたことなので，その後に弁護側の言葉とかがあるので緩和されては行くのでしょうけれども，最初に聴く言葉としては厳しい言葉というふうに感じたということです。

**司会者：**やはり普段とは違う場なので，ある意味強烈な印象があったということでしょうか。

**裁判員経験者１：**はい。最初の印象はきつかったです。

**司会者：**内容の理解ということでは，特に難しい，わかりにくいということはありませんでしたか。

**裁判員経験者１：**会話的な話ではなく，箇条書き的な言葉で，一つ一つこうだからこうだという説明でしたので，客観的には理解できました。

**司会者：**他の方で検察官の冒頭陳述について，何か御意見や御感想はありませんでしょうか。

**裁判員経験者４：**初めて裁判に来て，事件について無の状態で来ており，何もわかりません。冒頭陳述の時にペーパーをもらって，それを見て話されるのですけれども，大事なところ，動機や何かのところですっと流されると，あれ，これはどうなったのかなと考えなければならないというようなことがありました。最初なのでもう少し詳しくゆっくり話をされると理解しやすいのではないかという気がしました。

**司会者：**話し方が少し速かったということですか。ペーパーは手元にあるのですね。

**裁判員経験者４：**あります。ペーパーは１枚もので，そこには流れが書いてあります。その流れにそって話をされる中で，あれ，これはもう少し聴きたいなと思うようなところが出てきますので，それをすっと流されたのでは，やはりもう少し詳しく聴ける方がその後の評議などの時に助かるのではないかという気がしたということです。

**司会者：**他に検察官の冒頭陳述で何かございませんでしょうか。５番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者５：**私も初めてで，殺人事件だったのですが，そのようなことを聴くのも初めてで，今回は私たちがこれを深く考えてやっていかなければならないのだなと思いました。事件のときには，先ほどの方が感じておられるようなことは感じませんでした。これからその言われたことに対してみんなで話し合っていくことですから，そのときには簡潔明瞭で，そんなに長々という感じではありませんでした。こういう事件ですということをおっしゃるので，それはまたこれから聴いていくということなので，そのようなことは感じませんでした。

**司会者：**次に弁護人の冒頭陳述について，何か御意見，御感想はありますでしょうか。６番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者６：**弁護人の冒頭陳述ということだけではないのですが，私も先程おっしゃったように，まったく事件を知らずに裁判に行って，最初は裁判官の方もそうでしょうから，とりあえずは両方の話を聴いて，出してこられた書類を読ませていただいて，そこでお互いの理解をするというステップがあるだろうと思って，あまり目くじらを立てて聴くというような感じではありませんでした。一番最初ですから，検察官がおっしゃっていることと弁護人がおしゃっていることと，反対のことをおっしゃってますので，その段階で判断できよう

もないし，これからいろいろと話を聴いていくうちにわかればいいかなという感じで１日目は終わりました。

**司会者：**他にいかがでしょうか。２番の方はいかがですか。

**裁判員経験者２：**検察官の方も弁護人の方も，非常に裁判員の人たちのことを思ってわかりやすく説明されたので，内容は理解しやすかったと思っています。

**司会者：**７番の方は何か御感想などはありませんでしょうか。

**裁判員経験者７：**特に長かったとは思わなかったですが，検察官の方と弁護人の方との意見が対立しているなということは感じました。

**裁判員経験者６：**裁判員裁判が始まって，検察官の方も弁護人の方も裁判員が素人であるということを頭に入れて冒頭陳述をされているのかどうか，従来の冒頭陳述と裁判員裁判が始まって我々が入ったときとで随分変わったのかどうかというところを教えていただきたいのですが。

**司会者：**基本的に，裁判所も検察庁も弁護士会も，皆さん一般の方が入られるということで，一般の方にわかりやすくということを努めてやっているつもりですし，そのはずです。その上で，皆さんに，わかりやすかったですか，わかりにくかったですかということをお聴きしたいということです。

**裁判員経験者６：**従来のものがわからないと比較のしようがないですね。

**司会者：**基本的には一般の方にわかりやすくする努力をしているはずであって，２番の方はきちんと説明してもらえたという感想をお持ちであるとのことですけれども，その点６番の方は，先程は，これから聴いていくからそれほど目くじらを立てて聴いてなかったということでしたが，やはりわかりにくい部分は結構ありましたか。

**裁判員経験者６：**やはり裁判用語と言うか法律用語が普段聞き慣れていないものですから，そういうのが少し裁判員どうしで話をする中でも若干わかりにくかったというところはあります。

**司会者：**法律用語がわかりにくかったということですか。できるだけ裁判員裁判

ではそういう言葉をあまり使わないようにして，どうしても使うときには，きちんとその言葉の意味を説明して使うということを原則にしていると思いますが，それでもやはりわかりにくい言葉があったということですか。

**裁判員経験者６：**ありました。後で裁判官から説明を受けたりして理解はしましたが。思った以上に知らない言葉というのがたくさんありました。知識の不足かもしれませんが。

**司会者：**この点，検察官，弁護士の方から何か御意見や御質問などはありませんでしょうか。

**飯塚検察官：**今，冒頭陳述の中で，従来の裁判官裁判と裁判員裁判とどういうところが違うのか，あるいは違わないのかという御質問がありました。もちろん，従来の裁判官裁判と裁判員裁判ということで大きく変わっております。何が変わっているかと言うと，検察官の立場としては，裁判官，裁判員の方に，法廷の中で検察官がどういうことを主張しているのか，どういう証拠に基づいてそういう主張をしているのかということを十分理解していただくことが一番大切なことだと考えておりますので，冒頭陳述とか証拠の説明などについて，すぐその場でわかっていただけるような内容としているはずです。もし，それがまだ足りないというようなところ，お気づきのところがあれば，是非この席の中で忌憚のない御意見を賜りたいなと思っております。よろしくお願いします。

**小椋弁護士：**実は，裁判員裁判以外の事件では，弁護士は冒頭陳述ということをやる機会があまりありません。私も裁判員裁判を経験していますが，冒頭陳述をやったのはその裁判員裁判の１件だけです。ですので，検察官と比べると，少し弁護人側につたない点はあるかもしれませんけれども，弁護士の方では日々研修を積んでおりまして，裁判員の皆様にわかりやすくする努力をしております。それで，今，６番の方におっしゃっていただいたのですが，わからない言葉という中で，もし具体的に覚えているものがあればお聴かせください。

**裁判員経験者６：**具体的に覚えているものはありません。

（イ）証拠調べについて

**司会者：**それでは，冒頭陳述が終わりますと証拠調べということになります。証拠調べでは，それぞれの主張を裏付けるということになりますが，証拠調べには大きく分けて，捜査報告書，実況見分調書，被害者や目撃者の捜査段階での供述調書などを朗読したり現場写真などを提示したりするいわゆる書証の取調べというものと，被害者や目撃者あるいは情状に関する証人等から直接聴くいわゆる人証，それから被告人から直接聴くという形の人証ということで，書証と人証とに分かれます。まず，概括的に，証拠調べによって事件の内容は理解できたでしょうか。

**裁判員経験者２：**公判に入る前に書面で起訴状というのを見せていただいたのですが，私の担当した事件は強盗強姦で被害者が女性というものでした。公判では，被害者の方は出席されませんでしたし，名前も仮の名前ということで伏せているのですけれども，最初の起訴状の時点で，その実名が私たちに見せられるのですが，その辺は少しどうかと思いました。もちろん私たちには守秘義務があって絶対に言わないでくださいということは伝えられていますが，裁判員というのはやはりランダムに選ばれているわけで，全員が完璧にその守秘義務を守れるのかというところが不安なところです。被害者の名前は言う必要があるのでしょうか。審理にあまり関係ないのではないかと思うのですが。

**橋本裁判官：**基本的にはどのような事件でも同じですが，審理が始まってから，被害者の名前がわかったときに，この人を知っているということがわかる，そこでこの事件に関与しては駄目だということがわかるということがあります。仮にＡさんとしている事件でも，これは裁判官も一緒ですが，不公平な裁判をするおそれがあるということではまずいということで，事件以外のところでは関係がないということがわからないと裁判員になれないので，入り口のところで，そのような手続を採っている事件があるということです。ただ，秘密の関係で言うと，そういうことがあり得ないかどうかということは，裁判員の皆様

の自覚みたいなものにかかってくると思います。そこは，我々裁判官あるいは裁判所，法曹関係者としましては，裁判員の皆様，大きく言うと国民を信頼しているということであり，信頼関係で成り立っている制度でもあるということだろうと思っております。

**裁判員経験者１：**守秘義務違反というのは罪になるわけですか。

**司会者：**はい，場合によっては罪になります。守秘義務の話は後でお聴きしたいと思っているのですが，今，橋本裁判官から説明がありましたように，基本的には，名前などを出さないように配慮していますけれども，やはり最低限，裁判員の方には知らせるということにならざるを得ないということです。だからこそ，まさに守秘義務ということが出てくるのだろうと思います。守秘義務については，また後で意見交換をしていただくとして，証拠調べそのもののわかりやすさ，あるいは証拠の量が適切であったかどうか，そういうことに話題を進めたいと思います。先程申し上げたとおり，証拠調べは人証と書証ということに分かれますが，まず証人尋問はわかりやすかったですか。それともわかりにくかったという印象をお持ちでしょうか。３番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者３：**証人尋問ですけど，何年も前の時点のことを今更証人に対して聴いても覚えているのか。記憶が曖昧でしょう。私たちでももう昨日のことでさえ忘れてしまう場合があります。だから，果たして本当にこの証人が言っていることが合っているのかということがあります。

**司会者：**今の３番の方が経験された事件は，付審判事件で，刑事裁判になったのが事件が起こってからかなりの期間が経ってからという特殊性があります。確かにそのような意味で証人の記憶が風化している可能性が否定できないということですね。そういう点で，証人が本当に覚えているのだろうかということですね。

**裁判員経験者３：**そうです。

**司会者：**これは，付審判事件ということから，刑事裁判になるまでに期間がかか

ったという特殊要因がありますので，一般化できないとは思います。ただ，他の事件でも，やはり証人の記憶が風化してしまうまでに法廷で証人として聴くということも考えなければならないところだと思います。他に，証人尋問のわかりやすさ，わかりにくさについていかがでしょうか。５番の方，何かございませんでしょうか。

**裁判員経験者５：**私の時も発達性障害ということが出てきて，それはわかりにくいですね，はっきり言って。答えが曖昧なところもあるし，すぐに「ちょっと忘れました。」とか言われたりするので，そういうところが少し難しかったです。

**司会者：**その他の方で，特に証人尋問のやり方が不適切であった，あるいは証人尋問はよかったという御経験等はありませんでしょうか。反対に，証人よりも，被害者でも目撃者でも供述調書の方がわかりやすかったというような点についてはいかがですか。

**裁判員経験者１：**供述調書を読んで証人の発言があるからこそ，「ああなるほどな。」という形で一つ一つが納得していけましたので，証人のしゃべる内容というのがすごく重要で，わかりやすく，事件を整理しやすかったと感じました。ただ，私どもからすれば，証人がたくさんいればいるほどもっとわかりやすく，事件を解読しやすいのではないかと思います。その証人を決めたのは，検察官と弁護人だと思いますが，数名，この人が１番というように決められると思うのですけれども，数はたくさんいた方がいいと思いました。

**司会者：**やはり証人，重要な目撃者などがおられるのであれば，たくさん聴きたいということですか。

**裁判員経験者１：**そうですね。人によっていろいろな意見や考え方，感情など，それと本人との関わり度合いなどによって，横からの意見だとか真正面からの意見だとかいろいろなことを聴きたいと思いました。私のときもそうですが，自治会の近所の奥さんなどに聴いて，どんな方だったのか，まず人間性を見つ

け出していきたい。どうしてこの事件を起こしたのかを理解していくために，私が知っている方であれば問題はないのですが，まずまったく知らない方なので，被告人自身のことを知るためには，いろいろな証人の言葉をいただければ，もう少しわかりやすくなっていったのではないかと思います。

**司会者：**７番の方は被告人だけで被害者や目撃者には法廷に来てもらえず調書だけだったということですが，その点はいかがでしょうか。

**裁判員経験者７：**家族の方が証人として出てきてくれれば，もっと聴きたかったです。被告人の意見だけを聴いていると，事件のあった瞬間のことがすごく曖昧で，人を刺した事件だったのですが，刺した場所もはっきりと覚えてなくて，何か「そこだけが光って見えた。」とか，肝心なところがすごく曖昧だったので，証人の意見を聴きたかったです。

**司会者：**証人の調書には，そういう犯行態様などは記載されていたのですか。

**裁判員経験者７：**はい。書いてあったのですけど，それぞれに微妙に立ち位置が違っていたりとか，刺し方もちょっと違ったことが書いてあったりして，こちらの想像を働かせて考えていかなければならなかったので，もう少し証人の意見を聴きたかったと思いました。

**司会者：**調書の中に微妙に食い違いがあるので，直接聴きたかったということですか。

**裁判員経験者７：**はい。

**司会者：**書証は朗読をされるということになると思いますが，証拠の分量が非常に多かったというような感想はありませんでしょうか。検察官も弁護人も必要な証拠に絞って出していたという印象でしょうか。４番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者４：**私の場合は，室内で長男が父親を刺した事件なのですが，その場にいたのが被告人と母親と妹でした。３人の供述調書，尋問ですが，騒然となった場なので，それぞれに言うところがはっきりとしなかったのですけれど

も，尋問の席で，それぞれにモニターで図面に動線を書いてもらったのです。それで，3人の書いた動線を合わせるとこういうことだったのかということで，モニターで動線を落としていくというのが本当によかったのではないかと思います。やはり，聴くだけではなくて，目で見て判断をすることが必要ではないかという感じを受けます。

**司会者：**今のは証人にモニターで動線を書いてもらったということですが，犯行場所の状況とか，図面や写真が適切に出されていることが重要だと思います。そういうところで何かありませんでしょうか。

**裁判員経験者１：**私の場合は，高齢者のおばあさんがタオルで娘の首を絞めたという話があり，検察官の最初の話でも，タオルで首を絞めたというだけの説明があったのですが，証拠で実際のタオルが回って来たのを見ると，こんなタオルでは首を絞めて殺せないのではないかと思いました。しかし，裁判長が被告人にやってもらおうと言われて，法廷の中で被告人に人形を使ってやらせたということがありました。それを見るまでは，こんなタオルで人を殺せるのかという思いがずっとあったのですが，被告人がやったのを見ると，なるほどこうやればこんなに短いタオルでも人を殺せるんだと思ったということがありました。証拠というのは，単なる形だけの物ではなくて，どういうふうに使ったか，裁判官が示唆されたのが非常に印象深く，私たちが納得させてもらえて，すばらしいと感じました。

**司会者：**できるだけビジュアルに再現などをする方法を考えてほしいということですね。それから，皆さんの中には，殺人であるとか殺人未遂という事件を経験された方が多いのですが，証拠の中に，遺体の写真やけがをした被害者の写真などもあったと思います。それらを見せられることについて，特に抵抗などはありませんでしたでしょうか。そういう写真は，できるだけ数を減らすなど配慮をしてもらうようにしていますが，いかがですか。反対に，配慮しすぎて数が少なかったというようなことはありませんでしたか。

**裁判員経験者６：**私の事件は殺人未遂でして，血とかそういうものは一切ありませんでした。首を手で絞めたということだけだったのですが，裁判員になるときに一番気になったのは，殺人で血をいっぱい流したような死体の写真を見せられたらたまらないなということでした。それが，たまたま殺人未遂の事件だったので，よかったと言えば怒られますけれども，写真も普通に見せていただけましたし，普通にできたと思っています。今でも，それが刃物で刺したりというものであれば，もっと自分自身苦しんでいたかなと思っています。

**司会者：**他にはいかがでしょうか。皆さんの中で，それが今も負担になっているとかいうことはありませんでしょうか。法廷でそれを我慢するのが大変だったとかいうことはなかったでしょうか。

**裁判員経験者５：**私も最初はそういう写真を見せられると，頭からずっと消えないかなと思っていたのですが，たぶん色もモノトーンにしていただいていたと思いますし，それはあまり残るとかそういうことはなかったです。

**司会者：**時間の関係もありますので，証拠調べについてはこの程度でよろしいですか。検察官，弁護士の方で何かございますでしょうか。

**飯塚検察官：**特に証人尋問，被告人質問の中で，ここは少しわかりにくい質問だった，質問のやり方をこうすればもっとわかりやすいのではないかというところで，何かお感じになったところがありましたら，是非御意見を賜りたいと思います。

**裁判員経験者１：**先程のタオルで首を絞めてという説明だったのですが，できれば，どういうふうにしてタオルを使ったかなど，もう少し具体的に，本当にそれであれば殺せるなという判断をできるような具体的な方法，手法について最初に説明があれば，疑問は感じなかったのではないかと思います。

**司会者：**それは最初の説明というところですね。特に尋問の中で聴き方がどうだったかということはありますでしょうか。よろしいでしょうか。それから，皆さん御自身は補充尋問などはやられましたでしょうか。証人や被告人に補充尋

問をした方は挙手をお願いします。

**（裁判員経験者１～８：挙手）**

**司会者：**全員されたということですね。その補充尋問は，特に躊躇なくできましたでしょうか。

**裁判員経験者６：**躊躇なくというよりも，裁判官が順番に，「どうですか。」と言っていただきましたので，一生懸命に考えて質問をしました。

**司会者：**証人尋問等をしていると，皆さんそれぞれ聴きたいことは出てくるということですか。

**裁判員経験者４：**私もやりました。被告人が小柄で父親が大柄なのですが，その構えた位置と傷を付けた位置がどうも気になったので，それで検察官に父親役になってもらって，構えた位置などをやってもらいました。でも，やはり素人で，何か抜けてしまいます。父親の身長など体格は紙に書いてあるのですが，検察官の身長，体重を聴くのをうっかり忘れていましたので，裁判官に補充してもらいました。素人ではそこまで気がつかなかったという感想を持っています。

**（ウ）論告，弁論について**

**司会者：**それでは証拠調べについてはこの程度にさせていただきまして，証拠調べが終わった後で行われる検察官の論告・求刑，弁護人の弁論について，わかりやすかったか，わかりにくかったかなどの御意見を伺います。まず，検察官の論告について，どちらかと言えばわかりやすかったという方は挙手をお願いします。

**（裁判員経験者２，４～７：挙手）**

**司会者：**５人ですね。３番の方は付審判事件を担当されたのですね。わかりにくかったでしょうか。

**裁判員経験者３：**わかりやすかったかどうか，ちょっと忘れました。

**司会者：**１番の方はわかりにくかったですか。

**裁判員経験者１：**最初に申し上げたのですが，最初の言葉で，何も知らない状況で淡々と箇条書きのことをしゃべられる，こんなこと，こんなことということを言われるだけだったので，何か身近に感じないような言葉がありました。

**司会者：**冒頭陳述については今おっしゃったように感じたということですが，論告も同じように感じたということですか。

**裁判員経験者１：**論告はわかりました。わかりやすかったです。

**司会者：**そうすると付審判事件の検察官役の弁護士の論告はわかりにくかったけれども，検察官の論告はわかりやすかったということになるでしょうか。それでは，今度は，弁護人の弁論についてわかりやすかったという方は挙手をお願いします。

**（裁判員経験者１，２，４，６，７：挙手）**

**司会者：**５人ですね。３番の方は弁論もわかりにくかったですか。

**裁判員経験者３：**（うなずく）

**司会者：**８番の方もわかりにくかったですか。

**裁判員経験者８：**そうですね。どうしても資料が多いからか，早口で話されるのです。わからない言葉がたくさんあって早口で話されるので，ついていけなかったです。

**司会者：**８番の方も付審判事件で，争点がかなり多く弁論自体もかなり長い上に，早口でなかなかついていけないということがあったということですかね。１番の方は，弁論はわかりやすかったですか。

**裁判員経験者１：**弁護人側が，そうではないのでは，と思うような形の弁護をされているような気がして，少し無理な強引な弁護ではないかというような感じをすごく受けました。弁護人というのはそうでなければいけないとも思うのですが，一のものを十ぐらいに持っていくようにすると思いますが，一般論で考えれば，少し防衛し過ぎではないかという印象が強く，わかりにくかったということではなくて，何か不信に感じたというのが正直なところです。

**司会者：**論告，弁論について，もう少しこうすればよいのではというような何か提案などがありましたらお願いします。１回しか経験をされていない皆さんにこのようなことを聴くのは少し酷かもしれませんが，思いつきでも結構ですので，何かございませんでしょうか。特にありませんでしょうか。

**（裁判員経験者１～８：意見なし）**

**司会者：**特にないようですので，論告，弁論についてもこの程度とさせていただきます。

【休憩】

**（２）評議及び判決について**

**司会者：**引き続きまして，評議と判決についての意見交換ですけれども，まず評議については，皆さん十分に意見を発表できたでしょうか。十分に発表できたという方は挙手をお願いします。

**（裁判員経験者１～８：挙手）**

**司会者：**全員ですね。それから評議の時間は十分だったでしょうか。この点についても，挙手でお願いしましょうか。まず，評議の時間は十分だったという方は挙手をお願いします。

**（裁判員経験者１，４～７：挙手）**

**司会者：**２番の方は冒頭でももう少し時間が欲しかったということをおっしゃっていたと思いますが，十分ではなかったでしょうか。

**裁判員経験者２：**そうですね。私の担当した裁判も通常の流れでやるわけですが，刑期を決めるというところに，もっと時間を充てられたらよかったと思います。私の担当した事件は被告人が罪を認めているという事件でしたので，あとは刑期を決めるときにもっと時間があればよかったと思います。

**司会者：**３番の方は付審判事件を担当されたということですが，やはり十分では

なかったでしょうか。

**裁判員経験者３：**少し急いで話合いをしたという感じがありました。

**司会者：**評議だけで５，６日あったと思いますが。

**橋本裁判官：**やはり評議はハードだったと思います。

**司会者：**８番の方も付審判事件を担当されましたが，評議の時間はもう少しあったほうがよかったですか。

**裁判員経験者８：**そうかと言って，もう少しあったらどうだったかと言われると，わからないところはありますけれども。ただ，ハードではありました。

**司会者：**ハードではあったということですか。評議の結果，出した結論には納得をされていますでしょうか。３番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者３：**１００パーセントではないですけれども。

**司会者：**判決についてはいかがでしょうか。自分たちが議論したことと違うなど，判決に対する不満のようなものはありませんでしょうか。

**裁判員経験者６：**判決文そのものを裁判官が書かれて，みんなで読み合わせをしながら，ここはこうだったということも言いながら修正をしていただきましたので，それはみんなが納得をして判決を出したということです。

**司会者：**おそらく判決作成の作業というのは，評議をして，それを踏まえて裁判官がたたき台を作って，それを皆さんにお示しして修正をしていくという形だと思いますが，判決に対して不満があるという方はいらっしゃいますか。おられませんか。

**（裁判員経験者１～８：意見なし）**

**司会者：**皆さん，判決については，評議をして意見を反映してもらったということですかね。他に，評議，判決について何か御意見等ございますでしょうか。

**裁判員経験者５：**裁判長が判決を出した後に「ちょっと僕から一言あります。」と言って付け加えられたのは, 被告人に対してすごくよかったと思っています。

**裁判員経験者１：**私も同意見です。納得できている，できていないということで

あれば，後の裁判長が皆さんの前で言われた一言が，みんなが納得できるような言葉で，この罪はこうだという形で納得できたのではないかと，あの一言がすごくよかったなと感じました。

**橋本裁判官：**皆さんがハードな中でものすごく充実した議論をしてくださったということが私の発言につながったと思います。私が言った言葉ではなく皆さんが言った言葉だと思っております。私の方こそありがとうございます。

**５　守秘義務について**

**司会者：**守秘義務について先程も少しおっしゃっておられましたが，２番の方以外で，守秘義務が課せられていることで負担になっている方はおられますか。

**裁判員経験者５：**一般に公開している裁判ですので，傍聴に来られているわけですね。一般の傍聴人は，事件のことを全部知っているので，その辺りはどうなのでしょうか。

**司会者：**公開の法廷で行われていることは，まさに公開されていますので，そのことはおっしゃって構わないわけです。裁判員だけが知り得た評議の中でのこと，裁判員が知り得た本人の名前などについて，秘密を守らなければならないということです。裁判員を経験した後の生活の中で負担になっているということはありますか。

**裁判員経験者５：**負担になっていることはないです。

**司会者：**２番の方は先程おっしゃっておられたように，話しては駄目ということで負担になっているのでしょうか。

**裁判員経験者２：**そうですね。被害者は裁判をする中で１００パーセント守られるべき存在であると思います。その中で，この国のシステムは完全ではないと思っています。だから実名を出さないで裁判員の選任ができるといいと思います。

**司会者：**システムについてそのような問題があると思われているということですが，あなたとしては，今，被害者の氏名を話してはいけないわけですね。

**裁判員経験者２：**私としては，知りたくもないことを知らされたということです。

**橋本裁判官：**被害者の氏名以外の評議の内容等についても守秘義務が課せられていますが，その点について，他の人に話すことができないということでの負担はありますか。

**裁判員経験者２：**その辺は自分の頭の中で処理することはできました。特に問題はなかったと思います。

**司会者：**他の方は守秘義務が課されているということでの負担についていかがでしょうか。４番の方はいかがですか。

**裁判員経験者４：**全然負担は感じておりません。例えば，民間会社に勤めていれば企業秘密もありますし，ラーメン屋さんであればラーメンのたねに秘密があるというようなことと一緒で，私は言うべきものではないと頭から思っています。私としては，守秘義務を云々するのがおかしいのではないかという気がしています。当たり前のことではないかと思います。

**司会者：**他に守秘義務について特に御意見等がありましたらお願いします。

**裁判員経験者６：**評議の中身の守秘義務については全然問題はありませんけれども，裁判員になるときに，事前に休暇等の調整をするのですが，自分が裁判員になるということを上司等には話してもいいけどあまり公表しないようにということがあります。お客さんであったり取引をしている相手方に，この日は私はいないということでアポイントメントを変えてもらうということもしますが，そのようなときに，「なぜ休むのですか。」，「なぜいないのですか。」と聴かれると，少し辛かったです。終わった後で実はこういうことをしていたんだと言えば納得はしてもらえますが，そのときどきで，重要な商談や打合せなどがあるときに少し辛かったです。

**司会者：**裁判員裁判が始まるまでのことが辛かったということですね。裁判員裁判が終わってからは特に負担はなかったということでよろしいでしょうか。

**裁判員経験者６：**（うなずく）

**司会者：**他にはありませんでしょうか。検察官，弁護士の方で何かございますでしょうか。

**小椋弁護士：**少し話が戻ってしまいますが，裁判全体を通じて，やはり裁判官が言っているという点で，良い意味でも悪い意味でも，そちらに引っ張られたということはありませんでしたか。

**司会者：**迷っているような時に裁判官に言われてついつい裁判官の意見に引っ張られたという感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。

**裁判員経験者１：**まったくないです。逆に私どもの意見を吸い上げていただけたという感じがすごくあります。そしてその意見をまとめていただけるということです。私も最初は，私どもが素人で裁判官は玄人ですので，大体誘導されるだろうと思っていましたが，それがまったく逆だったので，すごくびっくりしたということと，それで時間もすごくかかったのではないかと思いました。

**司会者：**他にこの御意見とは違うというような御意見はありませんでしょうか。

**裁判員経験者６：**引っ張られるということではないのですが，みんながいろいろな意見を言う中で，やはり裁判官も発言をされますが，それが一番論理的であったり，証拠をきちんと押さえていたりということは感じました。やはり，それが正しいと思って従っていくということはときどきあったと思います。そうでないと私どもが勝手な意見を言っているというところもありましたから，そこをきちんと，ここはこう見ればこうでしょうということでおっしゃられることもありました。引っ張られるというよりも，きちんと正しい方に導いていただいたのだというふうに思っています。

## ６　これから裁判員になる方へのメッセージ，アドバイス

**司会者：**それでは最後に，今後裁判員になられる方やまだ裁判員になられていない県民の方々など，これから裁判員を経験される方々に対して，何かメッセージ，アドバイスがありましたらお願いします。これが意見交換の最後になりますので，皆様からお伺いしたいと思います。今度は８番の方からお願いします。

**裁判員経験者８：**私も実際に経験をしてみて本当にいい経験だったと思いますし，そういう現場に立ててよかったと思っています。だから，もし時間が許される方であれば，是非やってみていただいた方が良いと思います。

**司会者：**ありがとうございました。それでは７番の方お願いします。

**裁判員経験者７：**人それぞれに違った意見や考え方を持っていると思いますので，いろいろな考え方や意見が出てきてこそ裁判員裁判の意味があると思います。もし選ばれたら，難しく考えずに自由に意見を言っていただければいいかなと思います。

**司会者：**ありがとうございました。続きまして６番の方お願いします。

**裁判員経験者６：**要は積極的に発言をしてほしいと思います。私も初めて裁判員として裁判官と議論をして，なかなか意見も出ないのですけれども，やはり６人なり複数の人がいるので，少々的外れでも自分の思っていることを積極的に話すことによって，だんだんそれが収束されていくというように見事なストーリーができあがっていったと感じています。黙っているより，是非いろいろなこと，感じたことをストレートに話をすれば良いのではないかと思います。

**司会者：**ありがとうございました。それでは５番の方お願いします。

**裁判員経験者５：**何か宝くじにも当たらないくらいの確率で選ばれてしまったというくらいの，貴重な，とても誰にでもできるような経験ではないと思います。集まられた方の雰囲気もありましたし，もちろん裁判官，裁判所の方の助けもあって無事にやり終えたという充実感はあります。

**司会者：**ありがとうございました。それでは４番の方お願いします。

**裁判員経験者４：**選ばれたら辞めるべきではないと思います。経験してこそわかることが多くあると思いますので，選任されたら断らずにやっていただきたいと思います。それともう一つ，話は変わりますけれども，私が経験した裁判は涙なしには聴いていられない裁判だったのです。弁護人も涙を流したのですが，あれは少しまずいのではないかと思いました。情に流されずにやっていただき

たいというふうに考えています。

**司会者：**ありがとうございました。それでは３番の方お願いします。

**裁判員経験者３：**いい経験をさせていただいてありがとうございます。これは質問ですが，私の会社の社長から「僕も行きたかった。」と何回も聴かれたのですけれども，自分からやりたいという人はどうすればよいのでしょうか。

**司会者：**裁判員については裁判所で抽選をして選任することになります。

**裁判員経験者３：**社長に言っておきます。

**司会者：**ありがとうございました。それでは２番の方お願いします。

**裁判員経験者２：**公判中はやはり軽いものではないので負担はかなりあると思いますが，家に帰ったときは切り替えて何もかも忘れて御飯を食べてよく睡眠をとって次の段階に進んでいっていただければ，またすっきりとした気持ちで臨めるのではないでしょうか。ありがとうございました。

**司会者：**ありがとうございました。それでは１番の方お願いします。

**裁判員経験者１：**ほとんど皆さんの意見と一緒ですのであまり言うことはないのですが，なられる方は守秘義務に打ち勝つということ，守秘義務ということをしっかりと考えて受けなければいけないと思います。それから，裁判員に選任された方の側近の方，例えば夫婦であれば奥さんや旦那さんという方が，会社も同じですけど，本人だけの問題ではなくて，支援をしていただけるような形を構築していっていただきたいと思います。私の場合は，会社の方が，任命されたときには絶対に断っては駄目ということでしたので，心おきなく仕事をほったらかしにしてできましたから，ありがたかったと思います。

**司会者：**皆さんどうも貴重な御意見ありがとうございました。

## ７　質疑応答

**司会者：**それでは，今日は，報道機関の方が５社来られていますが，それぞれ何か御質問等がありましたらお願いします。

**記者１：**ある裁判員経験者の方が判決後の被告人の様子などを知りたいという意

見を述べたことがあったのですが，例えば，付審判事件であれば控訴もされていますし，執行猶予が付いた被告人がどうなっているのかということなどは，今でも気になりますでしょうか。そのようなことを報告してほしいかということも含めてお聴かせください。

**司会者：**判決後の被告人が今どうなっているのかということ，刑に服役しているのであればどんなふうに服役をしているのか，執行猶予が付いた人が執行猶予できちんとやっているのか，あるいは控訴審がどうなっているのだろうかということが，気になるかどうか，またそれを知りたいかどうかという御質問ですが，まず，皆さんは被告人がどうなっているか気になりますでしょうか。

**裁判員経験者６：**私どもが下した判決が控訴されているのか，確定しているのかを教えてもらえなかったことが一番の心残りです。結構苦労して判決をしたのがそのまま決まったのか，それとも控訴されているのかということを知りたいといつも思っていました。

**司会者：**他に御意見ありますでしょうか。

**裁判員経験者３：**控訴されたという新聞記事を見てかなりショックでした。

**司会者：**他の方はいかがでしょうか。やはり今の御意見のように控訴されたか確定したかということはお知りになりたいでしょうか。それとも，すっぱりと忘れたいということもあるでしょうか。どちらかと言えば知りたいという方は挙手をしていただけますか。

**（裁判員経験者１，４～６，８：挙手）**

**司会者：**知りたいという方が多いですね。それから被告人の服役状況や執行猶予の状況などについても知りたいという方はどれくらいいらっしゃいますか。

**（裁判員経験者５：挙手）**

**司会者：**お一人ですね。他の方は，そこまでは知りたいことはないということですね。

**橋本裁判官：**私たち裁判官も判決に控訴された後はどうなっているかわかりませ

ん。事件の記録としては，高裁に行って，それでも不服があれば最高裁に行ってという形になっていて，確定すれば奈良地裁に一旦は戻ってくるのですが，その段階まで全然わからないということです。私たちもそれまでに転勤してしまうと控訴審の結果もわからないままになります。今はそういうシステムがないということです。今お話いただいた御意見は参考になるかもしれないと思いますが，今の段階では，やはり知りたくないという方もおられる現状があるので，制度としてどうすべきか悩ましいと思っています。

**記者１：**知りたいとおっしゃった方は，裁判所に問い合わせたりしたのでしょうか。

**裁判員経験者６：**インターネットの奈良地裁のホームページは見ましたが，たぶん載っていなかったと思います。

**記者１：**直接問い合わせたりはしなかったということですか。

**裁判員経験者６：**それはしていないです。

**司会者：**裁判員裁判で控訴されるとやはり記事になるのでしょうか。

**記者１：**事件によりますね。

**司会者：**必ず報道されるとも限らないということですね。他に何か御質問はありますか。

**記者２：**本日参加されている８人の方々について，それぞれ選任手続で裁判員を務めることが決まってから，その当日に初公判を迎えた方も，数日空いてから初公判という方もおられると思いますが，御自身の経験を踏まえて，裁判員に決まってから公判が始まるまでの期間についてどういう形が一番良いかという点についての御意見をお聴かせください。

**司会者：**まず午前中に選任手続があってその日の午後から公判が始まったという方は挙手をお願いします。

**（裁判員経験者１，２，４～７：挙手）**

**司会者：**６人おられますね。それでは１番の方，公判がその日に始まった方がよ

かったか，別の日に始まった方がよかったかという点についていかがでしょうか。

**裁判員経験者１：**そういうものだと思っています。他のことを知らなかったものですから，今日今から裁判ですと言われて，そうですかということですね。別に困るということはありませんでした。

**司会者：**仮定の質問になってしまいますが，もし今新たにやるとすれば１日空いた方がいいとか，１週間空いた方がいいなどという御意見はありますか。

**裁判員経験者１：**そんな時間をとるよりも早くやってしまいたいと思います。

**司会者：**２番の方もその日に公判が始まったということですね。

**裁判員経験者２：**そうですね。午後から始まったということですけれども，私はそれがよかったと思います。時間があるとぐるぐるといろいろなことを考えてしまうので，変に緊張してしまうかなと思います。私自身は，そういう形がベストかなと思っています。

**司会者：**３番の方は付審判事件を担当されて，反対に１週間近く期間があったと思いますがどうでしょうか。

**裁判員経験者３：**ちょっとどきどきして寝られなかったです。だから，あまり空きすぎても駄目だと思います。

**司会者：**ただ付審判事件で，いきなりその日から公判を始められるとどうでしょうか。

**裁判員経験者３：**ちょっと無理ですね。１日くらいは空けた方がいいと思います。

**司会者：**１週間は少し長かったですか。

**裁判員経験者３：**少し長かったです。どきどきしますし，仕事も手につかなくなります。

**司会者：**４番の方はその日に公判が始まったということですね。いかがだったでしょうか。

**裁判員経験者４：**やはり紙をもらって１時間か２時間余裕がほしかったという気

がします。もう少し書類も詳しいものをもらって少し考える時間があって，それから始まれば, 冒頭陳述も理解しやすかったのではないかという気がします。

**司会者：**５番の方はその日に始まったということですね。

**裁判員経験者５：**心の準備をすることも何もないですから，午後からやりますと言われて，その方がよかったです。別にこちらに準備をするものも何もないですから。

**司会者：**６番の方もその日に始まったのですね。

**裁判員経験者６：**当日抽選で当たったのですけれども，裁判員の候補だと言われて，先程も申し上げましたとおり，いろいろなスケジュールを調整して来ているわけです。もしはずれると，次の日休むと言っていたけれども会社に行かなければならないわけです。何となく，もしはずれていれば，面目ない顔をして会社に行かなければならないという思いがありました。当たってよかったと思う部分と，精神的なプレッシャーということもありました。

**司会者：**日が空かなかったことについては，特に問題を感じておられないということですか。

**裁判員経験者６：**（うなずく）

**司会者：**７番の方もその日に公判が始まったということですね。

**裁判員経験者７：**選ばれる確率がかなり低かったので，ちょっとびっくりはしましたが，その日に早く始まった方が時間も短縮できるので，その日に始まってよかったと思います。

**司会者：**８番の方は選任から公判まで１週間近く空いたということでしたね。

**裁判員経験者８：**私は子どもがいますし，まるまる一月近くの出席ということもありましたので，やはり１週間近く空いていたのはよかったと思います。

**司会者：**その間にいろいろな段取りができたということですか。

**裁判員経験者８：**はい。心の準備みたいなものもできました。

**司会者：**選任手続の日に公判が始まったという方は，概ねその日に始まるのが早

くてよいという御意見ですね。他に何か御質問がありますか。

**記者３：**裁判員を務められて，仕事の調整とか通常の生活が一変すると思います。実際に，埼玉県や鳥取県でも長期間やらなければならないということもありますし，こちらにも長い間やられた方もおられますが，裁判員を務めたことで，生活の上で大変だったこと，困ったことはありましたか。それと，もっとこうしてくれたらよかった，改善した方がもっと裁判員も参加しやすいのではないかということがあればお聴かせください。

**司会者：**それでは，一番長く裁判員を務められたお二人にお聴きします。特に，裁判員裁判が長くて困ったというようなことはありましたでしょうか。

**裁判員経験者３：**困ったということはありません。私のところは子どももも大きいですし，特にないです。会社の方も休みを認めていただきました。

**司会者：**家族もそれほど問題はなかったし，会社も協力的だったということですか。

**裁判員経験者３：**はい。

**司会者：**そういう意味で現実的に困ったことはないということですか。

**裁判員経験者３：**はい。

**司会者：**８番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者８：**特に困ったことはなかったです。私も子どもはいますが，少し大きいので，困ったことはありません。しかし，体調ですね，家族も体調を崩されると困るので，そういうことに気が張りました。

**司会者：**他の方はいかがでしょうか。１番の方は裁判の期間はどれくらいでしたか。

**裁判員経験者１：**１週間ほどなんですけれども，困ったことは，やはり守秘義務ですね。それともう一つ，健康状態です。１週間ですけれども，熱を出して行けなくなるとかいうことに絶対にならないように，かなり注意をしたということです。

**司会者：**守秘義務というのは，今日あったことを言いたいけれど言えないということですか。

**裁判員経験者１：**帰ったら聴かれますので。妻からどうだったということを楽しみみたいに質問されるのですが，駄目，話せないというのが一番大変だったということです。

**司会者：**２番の方は，裁判の期間はどれくらいでしたか。

**裁判員経験者２：**期間は４日間でした。特に困ったことはありませんでした。

**司会者：**４番の方は，裁判の期間はどれくらいでしたか。

**裁判員経験者４：**４日間です。今の方と同じで，特に何もなかったです。ただ，皆さん一緒だと思いますが，夜中ふっと目が覚めるとやはり考えているんですね。それ以外は何もなかったです。

**司会者：**５番の方は，裁判の期間はどれくらいでしたか。

**裁判員経験者５：**５日間です。別に困ったことはなかったです。楽しく来させていただきました。

**司会者：**６番の方は，裁判の期間はどれくらいでしたか。

**裁判員経験者６：**８日間です。４日，４日の２週間だったと思います。会社の方は，裁判員制度ができたときに公的休暇を与えるという制度を作ってくれましたので，出て行くということは会社に行くのか，裁判所に行くのかということで特に問題はなかったです。しかし，先程も申しましたように，自分の持っていたスケジュールをひっくり返して調整するのが一番大変でした。

**司会者：**やはりその点はかなり御苦労があったということですね。

**裁判員経験者６：**そうですね。当日決まりますから。たぶんはずれるだろうなと思いながらでも，一応少しは調整しましたので。

**司会者：**７番の方は，裁判の期間はどれくらいでしたか。

**裁判員経験者７：**私も４日間でしたので，特に困ったことはなかったです。

**司会者：**あと最後の質問ということで，何かありますでしょうか。

**記者４：**ちょっと聴いていいことかどうかわかりませんが，判決や評議などで葛藤したところ，公平を期すためにどういうところに気をつかったかというところを教えていただければと思います。

**司会者：**裁判員経験者の方も中身に入ってくると駄目なので答えにくいかもしれませんが。

**裁判員経験者２：**私にも娘がいますので，裁判員という前に１人の人間として，やはり被害者を守ってあげたい，被害者になるべく納得していただけるような刑期を決めたいということが個人的にはありました。それは，やはりフェアではないかなということが自分の中で考えることとしてありまして，そういうところで悩んだところはあります。

**司会者：**やはり中立というか，フェアにやるというところ，人間ですから個人的な思いもあるけれども，それをいかに公平にやるかというところで一番悩まれたということですね。他にはいかがでしょうか。

**裁判員経験者６：**刑事事件で，起こした事件は事件ではっきりしているのがほとんどで，いろいろ証拠もみんなで議論するのは当然いいのですけれども，基本的には情状酌量であったり執行猶予を付けるというようなことを最後に議論する中で，被告人の高校生の子どもが証人に出てきたのですが，事件とはまったく関係なく被告人の普段の生活がどうであったか，どんなお父さんであったかということを語り出して涙物語になってしまうところを，少し一歩引いて考えると，この事件とはあまり関係がないと思いながら，被告人をどうするかと情状について決めるときに，ちょっととまどいというか，子どもの証言で刑期を変えるというのは本当に正しいのかどうかというようなことを悩みました。

**司会者：**他にはいかがでしょうか。特にございませんか。それでは，この程度でよろしいでしょうか。今日は本当に貴重な御意見をいただきました。私どもといたしましても，今日のこの結果を踏まえて，今後の裁判員裁判に生かしていきたいと思いますので，皆さんの方でも裁判員制度がさらに定着していくよう

に温かく見守っていただければと思っております。今日は本当に長時間ありがとうございました。